

# 森林整備事業のあらまし

令和7(2025)年度版

抜粋



## 新しい地方経済・生活環境創生交付金



趣旨

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する取組を支援します。



主な支援対象者

都道府県、市町村、森林組合等



支援対象となる作業

- ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業が幅広く対象になり、基本的にこれらを組み合わせた取組が支援されます。
- インフラ整備事業として、林道や造林等の森林整備事業、治山事業、農業農村整備事業、道路事業など、既存のほとんどの公共事業が対象になります。

※ 令和6年度まで措置されていた地方創生道整備推進交付金については、令和6年度末までに認定を受けた地域再生計画に基づく事業に限り、その地域再生計画期間が終了するまでの間措置されます。

### <事業活用イメージ>

**ソフト事業**  
計画立案、人材育成、販路拡大、  
PR等の支援



**インフラ整備事業**  
大型車両の通行が困難な  
林道・道路等の整備



**拠点整備事業**  
道の駅、交流施設等の整備